

●香川県広域水道企業団告示第12号

香川県広域水道企業団建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準を次のように定める。

令和元年11月5日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準

香川県広域水道企業団建設工事指名競争入札参加者資格基準（平成30年香川県広域水道企業団告示第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(資格審査の要件、格付及び再審査)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 資格審査の申請に係る建設工事の種類が別表第1に掲げるものであるときは、前号の経営事項審査における当該建設工事の種類に係る平均完成工事高が<u>0円超</u>である者</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 土木一式工事、建築一式工事、<u>とび・土工・コンクリート工事</u>、電気工事、管工事、機械器具設置工事、電気通信工事及び<u>水道施設工事</u> A、B及びCの3段階</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(資格審査の要件、格付及び再審査)</p> <p>第3条 資格審査は、その申請をした者が次の各号のいずれにも該当する者であるときに、これを行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 資格審査の申請に係る建設工事の種類が別表第1に掲げるものであるときは、前号の経営事項審査における当該建設工事の種類に係る平均完成工事高が<u>同表に掲げる金額</u>である者</p> <p>(4) 略</p> <p>2 資格審査の結果に基づき、別に定めるところにより算定した総合点数により、指名競争入札に参加できる者を次のとおり区分し、格付を行う。</p> <p>(1) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、<u>とび・土工・コンクリート工事</u>、<u>鋼構造物工事</u>、<u>塗装工事</u>、機械器具設置工事、電気通信工事、<u>造園工事</u>、<u>建具工事</u>、<u>水道施設工事</u>及び<u>解体工事</u> A、B及びCの3段階</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p>
<p>(参加資格の喪失)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 別表第1に掲げる建設工事の種類において、前号の経営事項審査における当該建設工事の種類に係る平均完成工事高が<u>0円である場合</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>(参加資格の喪失)</p> <p>第9条 格付見直日において、登載者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指名競争入札に参加する資格を失う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 別表第1に掲げる建設工事の種類において、前号の経営事項審査における当該建設工事の種類に係る平均完成工事高が<u>同表に掲げる金額に満たない場合</u></p> <p>(3) 略</p>

別表第1（第3条、第9条関係）

土木一式工事 建築一式工事 とび・土工・コンクリート工事 電気工事 管工事 舗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 水道施設工事

別表第2（第7条関係）

建設工事の種類	等級	設計金額
略		
水道施設工事	略	
	B	700万円以上3,000万円未満
	C	1,000万円未満
とび・土工・コンクリート工事 電気工事 管工事 機械器具設置工事 電気通信工事	略	
略		

別表第3（第7条関係）

建設工事の種類	等級	設計金額
略		
とび・土工・コンクリート工事 機械器具設置工事 電気通信工事	略	

別表第1（第3条関係）

建設工事の種類	平均完成工事高
土木一式工事 建築一式工事 電気工事 管工事 舗装工事 水道施設工事	500万円以上
とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 解体工事	0円超

別表第2（第7条関係）

建設工事の種類	等級	設計金額
略		
電気工事 管工事	A	1,500万円以上
	B	500万円以上1,500万円未満
	C	500万円未満
とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 水道施設工事 解体工事	A	1,500万円以上
	B	500万円以上1,500万円未満
	C	500万円未満
略		

別表第3（第7条関係）

建設工事の種類	等級	設計金額
略		
とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事 解体工事	略	

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和元年11月5日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の香川県広域水道企業団建設工事指名競争入札参加者資格基準の規定は、令和2年度の建設工事に係る指名競争入札参加者の参加資格及び資格審査から適用し、令和元年度の建設工事に係る指名競争入札参加者の参加資格及び資格審査については、なお従前の例による。
- 3 この基準の施行の日から令和5年3月31日までの間における改正後の別表第2水道施設工事項の規定の適用については、同項中「3,000万円」とあるのは「5,000万円」と、「1,000万円」とあるのは「1,500万円」とする。